

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元

「原発なくそう! 九州玄海訴訟」

原告団・弁護団

2025.July

Vol.50

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所 気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123

現在の原告数
10406人
(2025/6/6現在)



第50回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 梶島 敏雅

この日の裁判には、福島県双葉郡双葉町の元町長井戸川克隆さんが意見陳述をされました。

双葉町は1971年3月、東京電力福島第一原発が稼働して以来、「原子力 明るい未来のエネルギー」という大きな横看板を吊るして、原子力発電所と共に発展して

来た町ですが、2011年3月11日からの福島第一原発事故で、40年間の原子力発電による繁栄を無残に終え、双葉町は壊滅したと井戸川さんは言われました。その苦境いかほどであったか、です。

原発事故の時、国や福島県からは何の指示はなく、また東京電力からの情報が来ない中で、町長として住民の命と健康を守るために様々な対応を強いられ苦惱したことや、東京電力や国が原発事故前に、さんざんうそを言ってきた怒りや悔しさなどを吐露されました。事故前7100人余いた双葉町民が現在は180人ほどになっているそうです。井戸川さんは、「福島第一原発事故の歴史と双葉町の住民が受けた被害に学ぶことなく、原発再稼働を許してはなりません。」と結ばれ、私たち原告団弁護団にエールを送られました。

50回
第50回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



今回の口頭弁論では、当方は、準備書面116(能登半島地震についての国の反論のうち、外部電源の規制強化の見送りへの批判)、117(九電の基準地震動の計算の標準応答スペクトルの主張への反論)及び118を提出しました。

ところで、九電及び国は“重大事故が起こる具体的危険性がないから避難計画の不備は問題とならない”などとして専門家の上岡直見氏の証人採用に反対しています。そこで、118では、IAEAの深層防護、原

子力基本法、原子炉等規制法、原子力災害特別措置法の規定などから、重大事故が起こる具体的危険性とは別個に避難計画が不備である場合、人格権侵害の具体的危険性があるといえるとの主張をしました。

他方、国は、川内原発の行政訴訟の福岡高裁にて国の役人が火山ガイドが実質的に変更されたことを認める証言をしたとの当方の主張に対して反論しました。

今後は、9月26日の口頭弁論の前にする予定のプレゼンテーションの準備、及び来年1月末から3月にかけての証人尋問・原告本人尋問に向けて進んで行きます。

目次

Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント	1
第50回意見陳述書(井戸川克隆さん)	2-5

報告「新增設をもくろむ九電」	6
東電株主訴訟レポート	7
今後の日程等	8

意見陳述

原告 井戸川 克隆さん(元福島県双葉町長)



1 私は昭和21年に福島県双葉郡双葉町に生まれました。県内の高校の機械科を卒業し、昭和45年に設備工事の会社を立ち上げました。平成17年に双葉町長選に出馬して初当選し、平成25年までの2期8年、双葉町長を務めました。

双葉町は福島県の浜通りに位置し、主要な産業は農業でしたが、1970年代に福島第一原発が立地されて以降、原発とともに発展してきた町でもありました。私自身も工事や保守点検のために福島第一原発に立ち入った経験が数えきれないほどあります。

もともとが技術畠の人間で、スリーマイル島の事故の後、わが国の原発の危機管理にも不安を持っていましたので、町長就任後、福島第一原発のトラブルには常に目を光らせ、細部までトラブルの報告を見るようにしていました。

2 平成23年3月11日の地震発生時、私は公務で町外に出ていました。所用を済ませて車を走らせた矢先に経験したことのない大きな揺れがあり、ハンドルにしがみつきました。原発のことが頭をよぎり、海岸線の裏道(浜海道)を通って役場へと急ぎましたが、カーラジオからは繰り返し「大津波警報」が流れていました。

役場に戻り、4階へと駆け上がって周囲を見渡すと、津波とともに海岸の松林や家々の木材が400～500メートルのところにまで迫り、私が車を走らせた浜街道も津波に飲み込まれました。

すぐに町災害対策会議を立ち上げ、避難所となっていた各地の公民館や学校などを回りましたが、そ

の間にも19時03分に菅直人首相から原子力緊急事態宣言が発令されました。20時50分頃に福島県が半径2km圏内の避難を発令したかと思えば、直後の21時23分には首相官邸から半径3km圏内の避難と10km圏内の屋内退避が指示されました。住民はその度、避難所を転々とすることを余儀なくされ、目に見えて疲弊し切っていました。

住民の避難を見届けて深夜0時過ぎに役場に戻り、テレビに釘付けになりながら徹夜での避難対策にあたっていましたが、翌日早朝午前5時44分には首相官邸から、半径10km圏内の避難指示が出されたことを、テレビで知りました。

テレビから入手できる情報以外に情報がないまま錯綜する避難指示に、これ以上、国や福島県からの指示を待ち続けていては住民を守ることはないと判断し、双葉町では7時30分に全町避難を決定しました。防災行政無線を使い、「とにかくどうにかして避難してくれ」と叫び続けました。

14時には双葉町役場に残っていた職員に対し、最終退避命令を出して、双葉町役場を閉鎖しました。大方の住民を川俣町に避難させ、最後に残った双葉厚生病院と社会福祉施設、老人施設で、入所者や職員のためのバス等への乗車誘導をしていたその時でした。福島第一原発1号機が爆発し(図1)、その瞬間、周りにいた誰もが恐怖で無言になりました。

1号機が爆発して間もなく、空から塵やゴミが降ってきました。それは、まるで、音もなく、ゆっくりと舞い落ちる牡丹雪のようでした。首相官邸がようやく半径



図1 水素爆発する東京電力福島第一原発1号機(福島中央テレビ)

20 km圏内の避難指示を出したのは、1号機の爆発から約3時間が経過したときでした。

中通りにある川俣町の町営施設には双葉町の住民約3千数百人が押し寄せることになりましたが、川俣町の皆さんには、自分たちも大変なのに町民たちの炊き出しをしてくれました。

しかし、官邸や福島県からは、その後何の指示もなく、県の災害対策本部に相談しても返事は返ってきませんでした。原発の状況も、汚染の状況も、テレビから伝わってくる情報以外のものは知らされませんでした。

3月14日、3号機が爆発したことをテレビで知りました。政府や県からは何の連絡もありませんでしたが、映像を見て、これは尋常な爆発ではないと瞬時に分りました。原発から30km以上離れた川俣町の避難所の窓際に置いていた線量計が一気に振り切れ、だめだ、ここでも危ない、と思いました。

私には、これ以上、国や県の無策によって双葉町民に無用な被曝を強いることはできませんでした。私の知り合いに、再避難の受け入れ先を探してもらい、その結果、埼玉スーパーアリーナに5000人の受け入れが可能との連絡があり、双葉町は埼玉県への全町避難を決断することができたのです。約2000人の双葉町民が四十台のバスに分乗して埼玉県に再避難しました。埼玉県が旧埼玉県立騎西高校の校舎の提供を申し出てくれたため、そこに仮設の町役場を設置したのです。

こうして、原発とともに生きてきた双葉町は、原発によって壊滅しました。

事故から14年が経過しましたが、未だに双葉町の

85%は帰還困難区域であり、事故当時7140人いた人口は5641人に減少し、実際に双葉町で生活する数は180人ほどに過ぎません。

3 ドイツの政治家ビスマルクが語ったという「経験に学ぶ愚者、歴史に学ぶ賢者」という格言を福島第一原発事故に当てはめると、多くのウソが見えてきます。

事故以前に、原子力安全・保安院は何を語っていたのか、東京電力は何を約束していたのか、原発の周辺自治体は何を行っていたのか、事故前の歴史から学ばなければなりません。

事故以前、私は、原発の生命線である、発電所周辺監視区域「内」から、発電所周辺監視区域「外」に、いかなる理由でも放射性物質を放出しないことであると認識していました。

私が双葉町長に就任して間もない平成17年12月、都筑福島第一原発保安検査官事務所長の強い要請で時間を作り、原子力安全・保安院からの説明を受けました。

原子力安全・保安院の職員から渡された資料には、「妥協を許さない」「安全を確実なものとする」「万が一の緊急事態にも、日頃から備えています」などの美辞麗句が並んでいます(図2)。



図2 原子力安全・保安院のパンフレット(一部)

意見陳述

■原子力発電の安全対策

★基本的な考え方

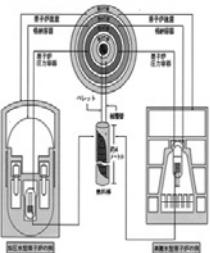
原子力発電所の安全確保の基本は、人々に放射線による悪影響を及ぼさないことです。「管理責任の一元化」「多層防護の採用」「一般化された技術原則の採用」の3つを原則としています。

★原子力発電所の安全確保

①放射性物質を閉じ込める構造

5重の壁（ペレット、被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋）によって放射性物質を閉じ込める構造になっています。

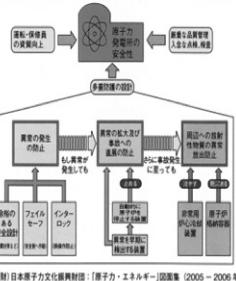
放射能を閉じ込める5重の壁



出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005～2006年版）

図3 広報誌の一部(原発の安全対策について記載)

安全確保のしくみ



②多重防護

- 1 異常の発生を防止するための対策
 - i 余裕のある安全設計
 - ii 誤動作や誤操作によるトラブルの防止
- 2 事故への発展を防止するための対策
 - i 異常を早く発見できる設計
 - ii 原子炉を緊急に停止できる設計～「止める」～
- 3 放射性物質の異常な放出を防止する対策～「冷やす」「閉じ込める」～
 - i 非常用炉心冷却装置（ECCS）
 - ii 原子炉格納容器

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005～2006年版）

図4 広報誌の一部(原発の多重防護について記載)

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。「敷地内で想定されるどんな地震力に対して最も、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

- ① 活断層の上には作らない
- ② 岩盤上に建設
- ③ 最大の地震を考慮した設計
- ④ 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
- ⑤ 自動停止機能
- ⑥ 大型振動台による実験
- ⑦ 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005～2006年版）

図5 広報誌の一部(原発の地震対策について詳細に記載)

私は彼らを信じました。信じたからこそ、双葉町の広報誌「エネルギーのまちふたば」に原発の安全性を謳ったのです。広報誌の一部を紹介します（図3～5）。

事故後、国や東電は、全国各地の裁判で、地震・津波の予見可能性や結果回避責任を争っていますが、図5のような広報を信頼した双葉町民に「想定外」などという言い訳は通用しません。これは人災なのです。

震災直前の平成23年2月、政府の地震調査委員会が、東北地方の巨大地震が「いつ起きてもおかしくない」と指摘していたことを私が知ったのは事故後

のことでした。国や東電が、そのような重大な情報を探していなければ、私は、「東京電力会社福島第一原子力発電所の周辺自治体の安全確保に関する協定」（略称：安全確保協定）に基づいて迷うことなく福島第一原発の運転停止を求めていました。

国やわが国の原子力産業は、双葉町の住民に対し、絶対安全などと偽って事故を起こし、地域社会を壊滅させ、有史以来の歴史の継続を断絶させ、将来への希望を壊し、回復しがたい傷を与えました。自身の立場と利権の為に、約1億1千9百万人の国民の生命、身体及び財産を危機に陥れ、拭いきれない恐怖を与えました。

その責任のみをもってしても、原子力産業は、もはやわが国から消滅しなければならないと確信しています。

4

原発事故後の政府の対応には、民主主義という概念が全く妥当しません。

事故や災害には多くの事例がありますが、福島第一原発事故では、被害者と加害者に対等という力学がありませんでした。そのため、被害者の声は遮られ、被害の実体が偽装されきました。

私や双葉町民は、餌を与えれば鳴くことを止める動物と同等の扱い方を受けてきました。

憲法が国民に保障した権利は加害者たちの優越的立場によって歪められ、対話=合意を経ることなく密室で決められた20ミリシーベルトの線引きにより、事故前の1ミリシーベルト以下という基準は20倍にまで引き上げられました。

この線引きが、避難範囲の決定や賠償金の算定根拠、ウソの事故収束宣言、そして緊急事態宣言中

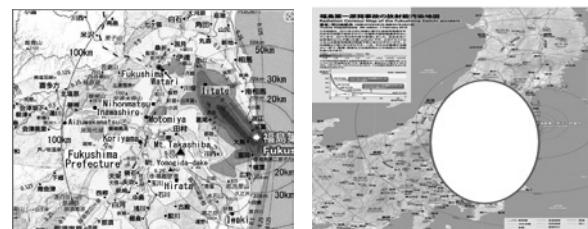


図6 放射性物質による汚染状況（左）と1ミリシーベルト以上の汚染範囲（右）

の避難指示の解除や国民の健康を無視した現在の帰還政策等に繋がっています。

福島第一原発事故によって1ミリシーベルト以上の汚染があった範囲は、極めて広範に及んでおり、その範囲を塗りつぶして見ると、大きさがよく分かります(図6)。そこに暮らす人々がいることを想像するだけの正常な精神があるならば、その規模の大きさに息が詰まるはずです。

ところが、事故以降、政府は、日本の法にはないIAEA, ICRP, UNSCEAR等の組織を便宜的に用い、推計、推定などという言葉で国民を欺き、放射性物質による汚染の実態や放射線被ばくによる被害を矮小化してきました。

事故直後には、福島県以北への流通が途絶え、新潟県から仙台市まで、ガスのパイプラインを敷くことが論じられたことがありました。時間と費用を考えた国や東電は、事故による汚染の範囲を20km圏以下という悪夢的に狭い範囲へと偽装し、これを国民に信じさせることによって、鉄道や高速道の閉鎖を免れました。「流通」という経済の動脈を守るために、国民の生命や健康が犠牲にされたのです。

しかし、ICRPも認めているLNT仮説によれば、100ミリシーベルト以下は長期的な健康影響がないなどと嘯くことはできません。直ちに健康影響はないなどという言説を振り撒く者は、国民を欺いているというほかありません。

本来、政府は、事故前の環境、少なくとも1ミリシーベルト以下という環境が回復するまで、国民を避難させるべき責任があったはずです。そして、避難とは事故前の環境に戻るまでの待機時間なのですから、その間の住民の生活を維持できる場所の提供が先ず考えられなければならなかったはずですし、環境が回復するまでの補償制度も構築されなければならなかつたはずです。

そのような事故前の約束が破壊され、憲法が保

障する民主主義や国民の諸権利もことごとく破壊されたその上に、現在の日本や福島のあり得ない復興が存在しているのです。

もし万が一、玄海原発が福島第一原発と同じ経過を辿るならば、放射性物質は風下へと流され、年間1ミリシーベルトを超える汚染範囲は図7のような想像を絶する規模になると思われます。



図7 玄海原発が過酷事故を起こした場合の汚染範囲

このような甚大な規模の放射能汚染に対して、一体誰が責任を負えるのでしょうか。

福島第一原発事故を経験した原発立地自治体の長として申し上げます。

決して原子力事業者の言いなりにならないこと。政府は必ずウソをつくこと。実行できない避難計画を作らないこと。原発の稼働に際して、稼働を認めた者の責任を明確にし、認めた者と原発事故に伴う被害の補償契約を交わしておくことが必須であること。

福島第一原発事故の歴史に学ぶことなく、双葉町の住民の被害に学ぶことなく、玄海原発の稼働を許してはなりません。



新增設を もくろむ九州電力

原発政策が180度転換したのは、岸田政権下で「GX(グリーントランスフォーメーション)脱炭素電源法」が成立した2023年5月のことです。

当時は「原則40年、最長60年」としていた原発運転期間の規定を、原子力規制委員会が管轄する原子炉等規制法から削除し、経産省所管の電気事業法に移しました。要するに、60年超えの「老朽原発」の運転を経産大臣が国策として認可できる仕組みにしたのです。

今年2月、石破政権下で閣議決定した第7次エネルギー基本計画をみると、原子力について従来の「依存度低減」の表現を削除し、「最大限活用」を打ち出しています。そのうえで、原発の新規建設について、次

世代革新炉の開発・設置に取り組むと明記されています。廃炉を決めた原子炉がある場合、同じ電力会社の敷地内での建て替えを対象に具体化を進めていくとしています。

さてこの動きに九州電力はどう連動しているのでしょうか。九州電力は事実上凍結している川内原発3号機(2013年着工計画)について、同敷地内に新設計画を目指んでいるといわれています。また、新增設に積極的な姿勢をみせている池辺社長は、いかに原子力が利益を生むかを示し、納得させないといけないと述べています。人命軽視、企業利益優先の九州電力に原発を稼働する資格はありません。

(事務局)



東電株主訴訟控訴審判決

(東京高裁 6月6日)

東京高裁は6月6日、旧経営陣におよそ13兆円の賠償を命じた一審東京地裁判決を取消し、控訴人原告らの請求を棄却する判決を言い渡しました。

訴訟は、旧経営陣が①巨大津波の発生を予見できたか(予見の可能性)、②津波対策を指示していれば事故を回避できたか(結果回避の可能性)が主な争点でした。

判決の内容をみると、旧経営陣らの過失を認定するためには、津波対策をすみやかに講じるよう指示する必要があると認識できるほどに具体性のある予見可能性が必要と述べています。河合弘之弁護団長は『具体的な知見がなければ対策はしなくていい。危険が切迫していて初めて対策をとる必要があると判断は言っている』と話しています。長期評価の見解については、福島第一原発の運転停止の指示を法的に義務付ける程度に具体的な予見可能性があったと認める根拠として十分でないなどとして予見可能性を否定しています。つまり、津波を予見できなかった経営陣には、事故を回避する対策をとる義務はなかったと結論づけているのです。原発事故がおきても誰も責任はとらなくてよいに等しいといえる不当判決です。

すでに2008年には東電の担当部署が津波対策は不可避との立場から経営陣にその判断を仰いでいたことはすでに知られています。しかし、何の対策もとらないまま、2年半後には東日本大震災、福島原発事故をむかえ、被害を拡大させる結果となったのです。

株主代表訴訟団は「具体的な危険が切迫していない限り、安全対策しないという甘い経営判断を広く容認するもの」と抗議の声明を出し、ただちに上告しています。

(事務局記)

出典:西日本新聞記事より抜粋

	民事	刑事	民事	
	避難者訴訟	強制起訴裁判	株主代表訴訟	
	最高裁	最高裁	東京地裁	東京高裁
判決日	2022年6月	2025年3月	2022年7月	2025年6月
被 告	国	東電旧経営陣個人	東電旧経営陣個人	
長期評価の信頼性	明確に判断せず	信頼度が低く、現実的な可能性を認識させる情報ではなかった	相応の科学的信頼性があり、津波対策を義務付けられるものだった	実質的根拠があるとはいえない、運転を停止して対策工事を行う根拠としては不十分
津波を予見できたか	明確に判断せず	現実的な可能性を認識していたとはいえない	過酷事故が起きる規模の津波を予見できた	巨大津波に切迫感を抱かなかったのはやむを得ず、予見可能性は認められない
事故を回避できたか	想定を超える津波で、国の権限で防潮堤を設置させても回避できなかった	明確に判断せず	主要建屋などに浸水対策工事を実施していれば、事故を避けられた可能性が十分にあった	明確に判断せず

↓
国の責任認めず 無罪確定 13兆円の賠償命令 株主側逆転敗訴



今後の日程



第52陣追加提訴のご案内

2025年 8月28日(金)

13:00 佐賀県弁護士会館ロビー集合
※締め切りは8月22日(金)午前中

今回で追加提訴を終了します

第51回裁判のご案内 2025年 9月26日(金)

午前の部	プレゼンテーション	9:30 ニュー寺元ビル5F会議室集合 (佐賀市中央本町1-10) 10:00 プレゼンテーション 10:00~11:30 ①原告側 11:30~12:00 ②国側	傍聴が可能かどうかは、後日ホームページとメールニュースでお知らせします
午後の部①		12:30 ニュー寺元ビル5F会議室集合 (佐賀市中央本町1-10) 13:10 プレゼンテーション 13:10~14:40 ③九電側	
午後の部②	口頭弁論	14:00 ニュー寺元ビル5F会議室集合 (佐賀市中央本町1-10) 15:00 一般傍聴抽選 15:30 口頭弁論 模擬裁判・報告集会会場／ ニュー寺元ビル5F会議室 (佐賀市中央本町1-10)	特別傍聴、 一般傍聴

※プレゼンテーションでは、裁判の争点整理を中心に、原告、被告の双方が説明をおこないます。

※プレゼンテーションの順番は①原告側、②国側、③九電側が入れ替わることもあります。

集合場所



発行元/「原発なくそう! 九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/ 染谷孝

発行日/2025年7月15日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123